

川崎市教職員育成指標の一部改正について

1 教員育成指標について

教員育成指標は、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第22条の3の規定に基づき、公立の小学校等の校長及び教員の計画的かつ効果的な資質の向上を図るため、公立小学校等の校長及び教員の任命権者が、文部科学省の定める「校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針」を参酌し、その地域の実情に応じ、校長及び教員の職責、経験及び適性に応じて向上を図るべき資質に関する指標を定めるものです。

○教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）

（校長及び教員としての資質の向上に関する指標）

第22条の3 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該校長及び教員の職責、経験及び適性に応じて向上を図るべき校長及び教員としての資質に関する指標（以下この章において「指標」という。）を定めるものとする。

2 川崎市教職員育成指標について

本市の育成指標においては、その対象として教員のほか学校栄養職員を含むため、名称を「川崎市教職員育成指標」とし、教職員の経験や職責等に応じて向上を図るべき資質・能力を示すことで、それぞれの教職員が、自ら目標を定め、自ら学び続けるための目安としています。

■指標に示されている資質・能力

I 教職員としての基礎的資質・能力

日々の教育活動を振り返りながら、時代の変化を見据え、同僚とともに教員として成長するために学び続ける力

- 教職員として学び続ける力
 - 人間性を高め続ける
 - 社会性を高め続ける
 - 自らを律する

II 教員としての専門的資質・能力

1 学習指導等

学習指導要領等の趣旨や内容を理解し、児童生徒の実態を把握して、子どもに身に付けさせたい資質・能力を明確にした授業を計画・実施・改善する力

- 授業を計画・実施・改善する力
 - 学習意欲を喚起する
 - わかる授業を実践する
 - 適切に評価して指導に生かす
 - 特別な配慮や支援を実施する
 - 効果的にICTを活用する

2 児童生徒指導等

子どもの発達の段階とその特徴を踏まえ、一人一人の個性を理解して子どもに向き合い、将来の社会的自立に向けて支援する力

- 子どもを理解して育てる力
 - よりよい人間関係を育てる
 - 社会的自立に向けて支援する
 - 個に応じた指導を行う
 - 特別な配慮や支援を実践する
 - 情報モラル・情報セキュリティについての態度を養う

3 学校マネジメント

学校組織の一員としての自覚を持ち、保護者・地域等と積極的に関わりながら、よりよい教育活動の充実に取り組む力

- 役割と組織を意識して取り組む力
 - 信頼される学校をつくる
 - 特色ある学校をつくる
 - 特別な配慮や支援を実践できる学校をつくる
 - 教育の情報化が進んだ学校をつくる

3 改正の内容

令和4年8月31日付け4文科教第816号「改正教育公務員特例法に基づく公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針の改正等について（通知）」において示された教員に共通的に求められる資質の具体的内容や、文部科学省が設置した「養護教諭及び栄養教諭の資質能力の向上に関する調査研究協力者会議」における議論の取りまとめ（令和5年1月）において示された養護教諭及び栄養教諭に求められる役割の内容等を踏まえて、養護教諭及び栄養職員・栄養教諭の指標について、次のとおり一部改正を行うものです。

(1) 養護教諭のステージⅠ～Ⅲ及びステージ0

- ア「特別な配慮や支援を必要とする子どもへの対応」、「ICTや情報・教育データの利活用」に関する内容を追加する。
- イ「健康相談」の項目名などを「健康相談及び保健指導」とする。

(2) 栄養職員・栄養教諭のステージⅠ～Ⅲ及びステージ0

- 「特別な配慮や支援を必要とする子どもへの対応」、「ICTや情報・教育データの利活用」に関する内容を追加する。

(3) その他所要の整備

4 川崎市教員等育成協議会について

教育公務員特例法に「公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指標を定め又はこれを変更しようとするときは、第22条の7第1項に規定する協議会において協議する」とこととされていることから、令和5年11月16日に、公立の小学校等の校長及び教員の研修に協力する大学の教授等で構成される「川崎市教員等育成協議会」を開催し、改正案の検討及び教職員の資質能力に関すること等について協議を行いました。